

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 12 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 18 号

瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市デジタルリサーチパークセンター条例(平成 15 年瀬戸市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>公共の福祉</u>その他やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 <省略></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第 14 条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>センターの管理上</u>やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 <省略></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第 14 条 <u>使用者は、</u>故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。</p>

(瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市自然児童遊園の設置及び管理に関する条例（昭和51年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開園時間等)</p> <p>第3条の2 <省略></p> <p>2 自然児童遊園のキャンプ施設(以下「<u>キャンプ施設</u>」という。)の使用期間は、7月1日から9月30日までとし、市長が許可した時間内においてこれを<u>使用</u>することができるものとする。</p> <p>3 <省略></p> <p>(入園者の範囲等)</p> <p>第5条 自然児童遊園に入園できる者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p><省略></p> <p>前号に掲げるもののほか、市長が<u>入園</u>を適当と認めたる者</p> <p>2 前項各号に掲げる者が<u>キャンプ施設を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 市長は、必要があると認めるときは、<u>前項の許可に条件を付することができる。</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>キャンプ施設の使用を許可しない。</u></p> <p>秩序を乱し、又は児童の健全な遊びを阻害し、若しくは児童に悪影響を与える<u>おそれがあるとき。</u></p>	<p>(開園時間等)</p> <p>第3条の2 <省略></p> <p>2 自然児童遊園のキャンプ施設の<u>利用期間</u>は、7月1日から9月30日までとし、市長が許可した時間内においてこれを<u>利用</u>することができるものとする。</p> <p>3 <省略></p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 自然児童遊園を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p><省略></p> <p>前号に掲げるもののほか、市長が<u>利用</u>を適当と認めたる者</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 自然児童遊園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>秩序を乱し、又は児童の健全な遊びを阻害し、若しくは児童に悪影響を与える<u>行為をすること。</u></p>

<p>施設及び備品等を損傷し、又は滅失するお それがあるとき。</p> <p>その他キャンプ施設の管理上支障があると き。</p>	<p>施設及び備品等を損傷し、又は滅失するこ と。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、市長が不適當 と認める行為をすること。</p> <p>(利用者の義務)</p>
<p>第7条 削除</p> <p>(使用許可の取消し等)</p>	<p>第7条 自然児童遊園を利用する者(以下「利用 者」という。)は、この条例及びこれに基づく 規則の規定並びに市長の指示に従わなければな らない。</p> <p>(利用の制限)</p>
<p>第8条 市長は、第5条第2項の許可を受けた者 (以下「キャンプ施設使用者」という。)が次 の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ 施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止 を命ずることができる。</p> <p>— キャンプ施設使用者が第5条第3項の規定 による使用の許可に付された条件又は市長の 指示に従わないとき。</p> <p>— 災害その他の事故によりキャンプ施設の使 用ができなくなったとき。</p> <p>— 公共の福祉その他やむを得ない理由がある とき。</p>	<p>第8条 利用者又は自然児童遊園を利用しようと する者が、前2条の規定に違反し、若しくは違 反するおそれがあるとき、又は管理上必要があ ると認めるときは、市長は、その利用を禁止 し、又は制限することができる。</p>
<p>2 前項のいずれかに該当し、キャンプ施設の使 用の許可の中止を命じた場合において、キャン プ施設使用者が損害を受けたときは、市は、そ の責めを負わない。</p> <p>(損害賠償)</p>	<p>(損害賠償)</p>
<p>第9条 自然児童遊園内の施設、備品等を損傷 し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなけ ればならない。ただし、市長において損害を賠 償させることが適当でないとき、この限りでない。</p>	<p>第9条 利用者は、自然児童遊園内の施設、備品 等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を 賠償しなければならない。ただし、市長におい て損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。</p>

(せとっ子ファミリー交流館条例の一部改正)

第3条 セとっ子ファミリー交流館条例（平成18年瀬戸市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（入館者の範囲等）</u></p> <p>第4条 <u>ファミリー交流館へ入館できる者の範囲</u>は、次のとおりとする。</p> <p>＜省略＞</p> <p>第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業の内容に適合し、かつ、児童及び保護者を対象とする行事等を開催するためにファミリー交流館の建物、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を使用しようとする者</p> <p>前2号に掲げるもののほか、市長が<u>入館を</u>適当と認めた者</p> <p>2 前項第2号に規定するものが施設等を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 <省略></p> <p><u>（使用の制限）</u></p>	<p><u>（利用者）</u></p> <p>第4条 <u>ファミリー交流館を利用できるものは、</u>次のとおりとする。</p> <p>＜省略＞</p> <p>第2条に規定する目的及び第3条に規定する事業の内容に適合し、かつ、児童及び保護者を対象とする行事等を開催しようとするもの</p> <p>前各号に掲げるもののほか、市長が<u>利用を</u>適当と認めたもの</p> <p>2 前項第2号に規定するものがファミリー交流館を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 <省略></p> <p><u>（利用の制限）</u></p>
<p>第5条 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。</u></p> <p>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>その他施設等の管理上支障があるとき。</p>	<p>第5条 市長は、<u>ファミリー交流館を利用するもの（以下「利用者」という。）又はファミリー交流館を利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。</u></p> <p>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>その他ファミリー交流館の管理上支障があ</p>

<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、第4条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>— 使用者が第4条第3項の規定による使用の許可に付された条件又は市長の指示に従わないとき。</p> <p>— 災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき。</p> <p>— 公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 前項各号のいずれかに該当し、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市長は、その責を負わない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第7条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>ると認めるとき。</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第6条 利用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第7条 利用者は、故意又は過失によりファミリー交流館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。</p>
---	--

(瀬戸市福祉保健センター条例の一部改正)

第4条 瀬戸市福祉保健センター条例(平成5年瀬戸市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(使用の許可等)	(利用の許可等)

第4条 福祉保健センター内の会議室（大集会室、視聴覚室その他これに類するものを含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 <省略>

（使用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉保健センター内の会議室の使用を許可しない。

公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

福祉保健センターの建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

その他福祉保健センターの管理上支障があるとき。

第6条 削除

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、福祉保健センター内の会議室の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

— 使用者が第4条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は市長の指示に従わないとき。

— 災害その他の事故により福祉保健センター内の会議室の使用ができなくなったとき。

— 公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。

第4条 福祉保健センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。その許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 <省略>

（行為の禁止）

第5条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、福祉保健センターの利用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。

公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。

備品等を損傷し、又は滅失すること。

その他市長が不相当と認めること。

（利用者の義務）

第6条 利用者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従わなければならない。

（利用許可の取消し等）

第7条 市長は、利用者が前条の規定に違反したとき、若しくは違反するおそれがあるとき、又は管理上必要があると認めるときは、福祉保健センターの利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

<p>2 <u>前項各号のいずれかに該当し、福祉保健センター内の会議室の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。</u></p> <p>(損害賠償)</p>	<p>2 <u>前項の規定により、福祉保健センターの利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において、利用者が損害を受けたときは、市は、その責めを負わない。</u></p> <p>(損害賠償)</p>
<p>第8条 <u>故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p>	<p>第8条 <u>利用者は、故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないとき</u>は、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p>
<p>第11条 <u>身体障害者福祉センター又は老人デイサービスセンターを利用する者(以下「身体障害者福祉センター等利用者」という。)</u>は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。</p>	<p>第11条 <u>身体障害者福祉センター又は老人デイサービスセンターの利用者は、当該施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を指定管理者に納付しなければならない。</p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>3 <u>身体障害者福祉センター等利用者は、利用料金を利用の際納付しなければならない。ただし、指定管理者が適当と認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>3 <u>利用者は、利用料金を利用の際納付しなければならない。ただし、指定管理者が適当と認める場合は、この限りでない。</u></p>
<p>4 <省略></p>	<p>4 <省略></p>

(瀬戸市斎苑条例の一部改正)

第5条 瀬戸市斎苑条例(平成8年瀬戸市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>(使用の制限)</u>	<u>(行為の禁止)</u>

<p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>斎苑の使用を許可しない。</u></p> <p>公の秩序又は善良な風俗を乱す<u>おそれがあるとき。</u></p> <p>建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失する<u>おそれがあるとき。</u></p> <p>その他管理上支障がある<u>とき。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p>	<p>第5条 使用者は、<u>斎苑の使用に際しては、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>公の秩序又は善良な風俗を乱す<u>こと。</u></p> <p>建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失する<u>こと。</u></p> <p>その他管理上支障がある<u>こと。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p>
<p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>斎苑の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>— <u>使用者が第4条第2項の規定による使用の許可に付された条件又は市長の指示に従わないとき。</u></p> <p>— <u>使用者が使用料を納付しないとき。</u></p> <p>— <u>災害その他の事故により斎苑の使用ができなくなったとき。</u></p> <p>— <u>公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。</u></p> <p>(損害賠償)</p>	<p>第6条 市長は、<u>使用者がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき、若しくは違反するおそれがあるとき、又は市長が特別の事由があると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>(損害賠償)</p>
<p>第9条 故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でない<u>と認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>第9条 使用者は、<u>故意又は過失により建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でない<u>と認めるときは、この限りでない。</u></u></p>

(瀬戸市企業立地促進条例の一部改正)

第6条 瀬戸市企業立地促進条例(平成18年瀬戸市条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下

線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨励措置の対象)</p> <p>第 4 条 奨励措置の対象となる事業者 (以下「対象事業者」という。) は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>次に掲げるいずれかに該当しないこと。</u></p> <p><u>ア 次に掲げるいずれかの法人</u></p> <p><u>(ア) 暴力団 (瀬戸市暴力団排除条例 (平成 2 3 年瀬戸市条例第 1 2 号) 第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) である者</u></p> <p><u>(イ) 当該法人の役員が暴力団員 (瀬戸市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者</u></p> <p><u>(ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</u></p> <p><u>イ 次に掲げるいずれかの個人</u></p> <p><u>(ア) 暴力団員である者</u></p> <p><u>(イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</u></p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則で定める日までに規則の定めるところにより市長に<u>奨励事業者の指定を申請しなければならない。</u></p> <p>2 から 4 まで <省略></p> <p>(奨励金の額等)</p> <p>第 7 条 <u>対象事業者に交付する奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号</u></p>	<p>(奨励措置の対象)</p> <p>第 4 条 奨励措置の対象となる事業者 (以下「対象事業者」という。) は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>から まで <省略></p> <p>(指定の申請等)</p> <p>第 5 条 第 3 条に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則で定める日までに規則の定めるところにより市長に<u>申請し、奨励事業者の指定を受けなければならない。</u></p> <p>2 から 4 まで <省略></p> <p>(奨励金の額等)</p> <p>第 7 条 奨励金の額は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>

に定める額とする。

立地促進奨励金 新設又は増設に係る工場等が操業日以後において、最初に固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）が課される年度から5年度間における各年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。ただし、当該対象事業者に係る立地促進奨励金の合計額が10億円を超えるときは、10億円とする。

雇用促進奨励金 新設又は増設に係る工場等において雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用されている新規雇用常用従業員の数に25万円を乗じて得た額とする。ただし、当該額が750万円を超えるときは、750万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、1対象事業者に対し立地促進奨励金及び雇用促進奨励金の双方を交付する場合にあつて、立地促進奨励金の合計額及び雇用促進奨励金の額を合算した額が10億円を超えるときは、奨励金の総額は、10億円とする。

3 前2項の規定による奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 <省略>

（奨励金の交付の時期等）

第8条 奨励金の交付の時期は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

立地促進奨励金 前条第1項第1号の各年度の固定資産税及び都市計画税の納期限が属する年度の翌年度

<省略>

立地促進奨励金 新設又は増設に係る工場等が操業日以後において、最初に固定資産税及び都市計画税（都市計画税が課されない場合にあつては、都市計画税を除く。以下同じ。）が課される年度から5年度間における各年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。ただし、総額10億円を限度とする。

雇用促進奨励金 新設又は増設に係る工場等において雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用されている新規雇用常用従業員の数に25万円を乗じて得た額とする。ただし、750万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、立地促進奨励金及び雇用促進奨励金の双方を交付する場合にあつて、立地促進奨励金及び雇用促進奨励金の額を合算した額が10億円を超えるときは、奨励金の総額は、10億円とする。

3 奨励金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 <省略>

（奨励金の交付の時期等）

第8条 奨励金の交付の時期は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

立地促進奨励金 前条第1項第1号に規定する各年度の固定資産税又は都市計画税の納期限が属する年度の翌年度

<省略>

<p>(奨励金の交付申請)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、第5条第2項の指定を受けた対象事業者(以下「指定事業者」という。)が奨励金の交付を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。)内における各年度の市税を滞納しているときは、当該年度分の奨励金は、交付しない。</u></p>
<p>第9条 <u>第5条第2項の指定を受けた対象事業者(以下「指定事業者」という。)は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に奨励金の交付を申請しなければならない。</u></p>	<p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第9条 <u>指定事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に申請し、奨励金の交付の決定を受けなければならない。</u></p>
<p>(交付の制限)</p> <p>第9条の2 <u>市長は、指定事業者が第4条第3号又は第4号に掲げる要件を満たしていないと認めるときは、奨励金を交付しないことができる。</u></p>	<p>(奨励金の交付申請)</p> <p>第9条 <u>指定事業者が奨励金の交付を受けようとするときは、規則に定めるところにより、市長に申請し、奨励金の交付の決定を受けなければならない。</u></p>
<p>(届出)</p> <p>第10条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p><u>奨励金の交付を受けることができる期間(以下「交付対象期間」という。)内に新設又は増設に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したとき。</u></p>	<p>(届出)</p> <p>第10条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p><u>交付対象期間内に新設又は増設に係る工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したとき。</u></p>
<p><省略></p> <p>(指定の取消し等)</p>	<p><省略></p> <p>(指定の取消し等)</p>
<p>第11条 市長は、指定事業者が交付対象期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、その指定若しくは奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>から まで <省略></p>	<p>第11条 市長は、指定事業者が交付対象期間内に次の各号のいずれかに該当するときは、その指定若しくは奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の交付を停止し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>から まで <省略></p>

<p>第5条第4項の規定による条件又は市長の指示に従わないとき。</p> <p>及び <省略></p> <p>(地位の継承)</p> <p>第13条 <省略></p> <p>2 市長は、前項の承継人が第4条第3号又は第4号の要件を満たしていないと認めるときは、<u>承継を承認しない。</u></p>	<p><u>この条例又はこの条例の規定に基づく規則若しくは市長の指示に違反したとき。</u></p> <p>及び <省略></p> <p>(地位の継承)</p> <p>第13条 <省略></p>
--	---

(瀬戸市宮前地下街使用条例の一部改正)

第7条 瀬戸市宮前地下街使用条例(昭和26年瀬戸市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用許可要件)</p> <p>第2条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当し、物品の販売を目的とする者に限り、店舗の使用を許可する。</u></p> <p>及び <省略></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認める者には、店舗の使用を許可しない。</u></p> <p>— 次に掲げるいずれかの法人</p> <p>ア <u>暴力団(瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)である者</u></p> <p>イ <u>当該法人の役員が暴力団員(瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者</u></p> <p>ウ <u>暴力団又は暴力団員と密接な関係を有す</u></p>	<p>(使用許可要件)</p> <p>第2条 <u>店舗は、次の各号のいずれかに該当し、物品の販売を目的とする者に限り、その使用を許可する。</u></p> <p>及び <省略></p>

<p>る者</p> <p>— 次に掲げるいずれかの個人</p> <p>ア 暴力団員である者</p> <p>イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(使用許可の取消し)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、<u>店舗の使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</u></p> <p>から まで <省略></p> <p>— <u>公共の福祉その他やむを得ない理由があるとき。</u></p> <p>(使用期間)</p> <p>第5条 店舗の使用期間は、使用許可の日から2年とする。ただし、必要がある場合は、市長の許可を経て、継続使用することができる。</p> <p>(契約の締結)</p> <p>第6条 店舗の使用許可を受けた者は、<u>市と契約を締結する。</u></p> <p>(転出の措置等)</p> <p>第8条 <u>店舗の利用者は、第4条の規定により使用許可を取り消されたとき、若しくは使用の中止を命じられたとき、又は第5条の規定により店舗の使用期間が満了したときは、1月以内にこれを原形に復し、必要な手続きを経て転出しなければならない。</u></p> <p>2 <省略></p>	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、<u>店舗の使用許可を取り消すことができる。</u></p> <p>から まで <省略></p> <p>(使用期間)</p> <p>第5条 店舗の使用期間は、使用許可の日から2年とし、<u>期間満了とともにその使用権は、消滅するものとする。</u>ただし、必要がある場合は、市長の許可を経て、継続使用することができる。</p> <p>(公正証書の作製)</p> <p>第6条 店舗の使用許可を受けた者は、<u>契約と同時に公正証書を作製しなければならない。</u></p> <p>(使用廃止の場合の措置等)</p> <p>第8条 第4条及び第5条の規定により店舗の使用廃止をする場合は、1月以内にこれを原形に復し、必要な手続きを経て転出しなければならない。</p> <p>2 <省略></p>
--	---

(瀬戸市新世紀工芸館条例の一部改正)

第8条 瀬戸市新世紀工芸館条例(平成11年瀬戸市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>公共の福祉その他やむを得ない理由がある</u>とき。</p> <p>2 <省略></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第14条 故意又は過失により施設等及び展示品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないときは、この限りでない。</p>	<p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。</p> <p>から まで <省略></p> <p><u>工芸館の管理上</u>やむを得ない理由があるとき。</p> <p>2 <省略></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第14条 <u>使用者は、</u>故意又は過失により施設等及び展示品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長において損害を賠償させることが適当でないときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。